

国保税の税率が変更

加入者に減額の効果 7年度分から適用

当町の国保税の税率は、平成4年度に改正を行い、その後3年間据え置いてきました。

今回、医療費の動向や国保会計の決算状況などから、被保険者全員に減額の効果があるよう税率の改正を行います。

なお、今回の改正は6月定例議会で可決され、平成7年度分の国保税賦課から適用されます。



税率

区分	改正前	改正後	比較
所得割	6%	5.8%	0.2%減
資産割	35%	10%	25%減
均等割	12,000円	11,000円	1,000円減
平等割	18,000円	15,000円	3,000円減

所得割：加入者の前年中の所得に応じて計算する方法

資産割：加入者の固定資産税（土地・建物）に応じて計算する方法

均等割：国保に加入している人数に応じて、1人いくらと計算する方法

平等割：所得、資産、人数に関係なく、1世帯いくらと計算する方法

国保税＝所得割＋資産割＋均等割＋平等割

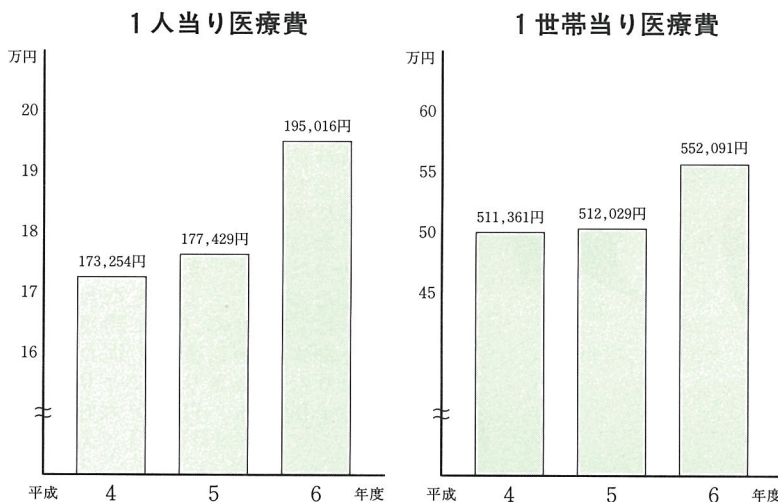
国保はわたしたちの健康を守る大切な制度

国民健康保険は、加入者が国保税を出しあい、いざというときに備えてお互いに助けあう「相互扶助」を目的とした制度です。

国保税は、みんなが安心して治療を受けられるための大切な財源です。この財源を大切に使うことはもちろん、納期内に国保税を納めることは、わたしたちの健康なくらしの第一歩です。

納付は、かならず納期内にすませましょう。

◎過去3年間の医療費の推移(一般・退職・老人分)



◎平成6年度の税と医療費の状況

(一般・退職・老人分)

1世帯当り医療費	552,091円
1世帯当り税額	376,337円
175,754円	

国からの補助金や負担金などでまかなわれている分